

令和2年12月23日

保護者様

春日部市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底と発生時の対応について（お知らせ）

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、ご理解ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、全国的に感染者が増加する中であって、先日、文部科学省から、感染者が発生した場合の臨時休業の考え方等が改めて示されました。教育委員会といたしましては、このことを受け、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底するとともに、感染症発生時は下記のとおり対応いたしますので、お知らせします。

記

1 感染症拡大防止対策の徹底について

- (1) 外出の際には、できる限り人混みを避ける、大人数や長時間での集まりは、自粛または短時間で実施する等、各家庭においても感染症拡大防止に向けた対策をお願いします。（別添リーフレット参照）
- (2) 家庭内に発熱等の風邪の症状や体調不良の者がいる場合には、登校を控えてください。
- (3) 感染者及び濃厚接触者と保健所から判断された場合は、一定期間出席停止の扱いとします。

2 感染が確認された場合の対応の流れ（改訂版）

- (1) 学校からの情報提供を受け、教育委員会と保健所で協議し、真に必要な場合のみ臨時休業を行い、できるだけ教育活動を継続します。
- (2) 新型コロナウイルス感染者発生時の対応の流れについては、裏面のとおりとします。

3 冬季休業中の連絡体制について

- (1) 冬季休業中に、お子様が感染者や濃厚接触者等となった場合は、速やかに学校に報告をお願いします。
- (2) 学校閉庁日（12月29日から1月3日まで）に、お子様が感染者や濃厚接触者となった場合には、1月4日以降、学校に連絡をお願いします。

4 冬季休業中の部活動について

令和2年12月25日から令和3年1月3日までの部活動は、原則禁止とします。